## 新型コロナウイルス変異株流行国・地域への指定について

令和3年3月26日

- 1.「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」について、現行の24か国(※)に加え、以下の2か国を指定し、これらの国に対して、英国及び南アフリカ共和国等と同様の水際強化措置を取ることとします。
- (1) ウクライナ
- (2) フィリピン
  - (※) 現行 24 か国

アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、パキスタン、ハンガリー、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン

2. 上記2か国からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは自宅等で入国後 14 日間の待機をしていただいてきたところですが、今後は、検疫所長の指定する場所 (検疫所が確保する宿泊施設に限る)で待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受 けていただくことになります。その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確 保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を、自宅等で待機していただく ことになります。

以上

# 令和3年2月2日 令和3年3月26日最終改正

# 変異株流行国・地域に該当する国・地域について

生 労 厚 働 省 康 局 健 結 核 感 染 症 課 健 康 課 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室 外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

国・地域	指定日	3. (2) に基づく措置の
		実施開始日時(日本時間)
アイルランド、イスラエ	令和3年2月2日	令和3年2月5日午前0時
ル、英国、ブラジル(アマ		
ゾナス州)、南アフリカ共		
和国		
アラブ首長国連邦、イタリ	令和3年3月2日	令和3年3月5日午前0時
ア、オーストリア、オラン		
ダ、スイス、スウェーデン、		
スロバキア、デンマーク、		
ドイツ、ナイジェリア、ブ		
ラジル(アマゾナス州を除		
く)、フランス、ベルギー		
エストニア、チェコ、パキ	令和3年3月17日	令和3年3月20日午前0時
スタン、ハンガリー、ポー		
ランド、ルクセンブルク、		
レバノン		
ウクライナ、フィリピン	令和3年3月26日	令和3年3月29日午前0時

## 水際対策強化に係る新たな措置(8)

令和3年2月2日

1. 新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置」(第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和 2 年 6 月 18 日)資料 2)及び「国際的な人の往来の再開等(第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和 2 年 7 月 22 日)資料 3)」に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、双方の取り決めに基づき、例外的に入国を認め(レジデンストラック)、14 日間の自宅等待機期間中も行動範囲を限定した形で行動制限を一部緩和(ビジネストラック)し、並びに、「国際的な人の往来の再開」(第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和 2 年 9 月 25 日)資料 4 の 1 (2))に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可してきたところであるが、引き続き、当分の間、これらの仕組みによる新型コロナウイルス変異株流行国・地域(以下「変異株流行国・地域」という)からの新規入国を拒否する。

2. 変異株流行国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止「国際的な人の往来の再開」(第44回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年10月30日)資料5の1)に基づき、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認めてきたところであるが、引き続き、当分の間、この仕組みによる変異株流行国・地域からの帰国者及び再入国者については14日間待機緩和を認めない。

#### 3. 検疫の強化

- (1)変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、引き続き、当分の間、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施する。
- (2)変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での待機を求める。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等待機を求めることとする。なお、検査証明を帰国時に提出できない日本人については、帰国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所

が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等待機を求めることとする。

- (注1)上記1~3に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置」(令和2年12月23日) 及び「水際対策強化に係る新たな措置(2)」(令和2年12月25日)は、廃止する。
- (注2)変異株流行国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の 書式で指定し公表する。
- (注3)上記1~3に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に変異株流行国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注4)上記3(2)に基づく措置は、令和3年2月5日午前0時(日本時間)から行うものとし、今後 指定された国・地域については、指定日の3日後の日の午前0時から実施する。

(以上)